

独立行政法人情報通信研究機構の不要財産の国庫納付の認可について

独立行政法人情報通信研究機構理事長 宮原 秀夫から独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則第3条の規定により適用される独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第2項並びに通則法第46条の2第1項及び第2項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構における不要財産の国庫納付に関する認可の申請があった。

今回の国庫納付の概要並びに国庫納付の対象となる不要財産の概要については別紙のとおりである。

本件は、独立行政法人通則法第46条の2第5項の規定に基づき、総務大臣が認可に当たって、総務省独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととなっているものである。

（参考）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（財産的基礎等）

第八条（略）

2（略）

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを

要しない。

3 (略)

4 (略)

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 (略)

附 則 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄

(経過措置)

第三条 施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

独立行政法人情報通信研究機構の業務(通信・放送開発金融関連業務を除く。)に係る財務及び会計に関する省令(平成十六年三月三十一日総務省令第六十九号)

(通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第五条 機構に係る独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産(通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。)は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十六条の三第一項の認可に係る申請の日(通則法第四十六条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十六条の三第一項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日)における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上のもの(その性質上通則法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他総務大臣が定める財産とする。

独立行政法人情報通信研究機構不要財産の国庫納付に係る認可申請の概要

対象	返納予定金額		返納理由
	現・預金	有価証券譲渡収入	
糸満市 マルチメディア・テクノセンター 建物の譲渡収入	10,438,000円		・糸満市マルチメディア・テクノセンターにおける事業終了のため。
衛星放送受信対策基金	1,899,162,753円	1,129,378,218円	・衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了のため。
高度電気通信 施設整備促進基金	1,508,095,425円	2,758,205,500円	・2006年IT新改革戦略における2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の解消等の目標についてほぼ達成されたため。 ・利子助成業務について、本制度の申請が減少し、今後も新たなニーズが見込めないことから、将来にわたり業務を確実に実施する上で新規に必要な財源は必要がなくなったため。

※有価証券譲渡収入については、申請時の市場価格であるため、認可後に売却する時点の額と異なる可能性があることから、実際の納付額と異なる場合がある。